

審査基準一覧表

別紙 2

消防局予防危険物保安課

コードNo.		処分名	根拠法令 規則等	条項
所属 コード	No.			
9109	56	液化石油ガス販売事業の登録	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第3条第1項
9109	57	保安機関の認定又はその更新	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第29条第1項 第32条台1項
9109	58	一般消費者等の数の増加の認可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第33条第1項
9109	59	保安業務規程の制定又は変更の認可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第35条第1項
9109	60	液化石油ガス販売事業の認定	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第35条の6第1項
9109	61	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第36条第1項
9109	62	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の2第1項
9109	63	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の3第1項
9109	64	充填設備の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の4第1項
9109	65	充填設備の変更の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の4第3項
9109	66	充填設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の4第4項
9109	67	充填設備の保安検査	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の6第1項

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 56

処 分 名	液化石油ガス販売事業の登録	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第3条第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第4条第1項、第11条、第16条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）第6条、第11条、第14条、第15条、第16条	
審 査 基 準	該 当 〇	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年3月19日平成09・03・17資庁第1号） ・賠償責任保険等事務処理要領の制定について（平成10年3月12日平成10・03・04立局第1号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成29年3月31日20170316商局第9号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・対象物を有効に保護できる障壁の具体例について（平成28年6月8日28商ガ安第11号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 30日・丹 () () (神戸市消防局)
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 57

処 分 名	保安機関の認定又はその更新	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第29条第1項、第32条第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第30条、第31条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年2月7日政令第14号）第6条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）第29条、第31条～第33条	
該 当 に ○	① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号） ・賠償責任保険等事務処理要領の制定について（平成10年3月12日平成10・03・04立局第1号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成17年4月1日平成17・03・16原第8号） ・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（平成25年3月29日20130208商局第3号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・丹 （ ） （ ） （神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作 成 部 局 ・ 課 ・ 係 名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 58

処 分 名	一般消費者等の数の増加の認可	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第33条第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第3項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第31条、第32条	
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示 （平成9年3月13日通商産業省告示第122号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に ついて（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル （平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・丹 （ ）（ ）（神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係 担当（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 59

処 分 名	保安業務規程の制定又は変更の認可	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第35条第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第39条第2項	
審 査 基 準	該 審 当 に ○	① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について （平成25年3月29日20130208商局第3号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル （平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月 () ()	協議機関 日・月 () (神戸市消防局)
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 60

処 分 名	液化石油ガス販売事業者の認定	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第35条の6第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第45条、第46条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	査 審 基 準	<p>・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示 （平成9年3月13日通商産業省告示第121号）</p> <p>・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成9年 通商産業省告示第121号）第1条第2項に定める補完機器について（平成9年9月9日）</p> <p>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に ついて（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル （平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）</p>
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間30日・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 30日・月 （ ）（ ）（神戸市消防局 ）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 61

処 分 名	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第36条第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第14条、第52条～第54条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成29年3月31日20170316商局第9号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・ 対象物を有効に保護できる障壁の具体例について（平成28年6月8日28商ガ安第11号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）
	設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
内 訳 と 機 関 名	〔内訳と機関名〕	
経 由 機 関	日・月	協議機関 日・月 処分機関 30日・丹
()	()	(神戸市消防局)
設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成30年4月1日設定	
作 成 部 局 ・ 課 ・ 係 名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 62

処 分 名	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第37条の2第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第52条～第54条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成29年3月31日20170316商局第9号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・ 対象物を有効に保護できる障壁の具体例について（平成28年6月8日28商ガ安第11号） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 30日・丹
	() ()	(神戸市消防局)
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 63

処 分 名	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第37条の3第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第14条、第52条～第54条	
審 査 基 準	該 当 に ○	1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間 5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・月 （ ）（ ）（神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 64

処 分 名	充填設備の許可	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第37条の4第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第64条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	査 査 基 準	<p>・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示 （平成9年3月17日通商産業省告示第127号）</p> <p>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用につ いて（平成29年3月31日20170316商局第9号）</p> <p>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に ついて（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル （平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）</p>
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関	協議機関
	日・月	日・月
	（	）（神戸市消防局
	（	）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 65

処 分 名	充填設備の変更の許可	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第37条の4第3項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第64条	
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。
	査 査 基 準	・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示 （平成9年3月17日通商産業省告示第127号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用につ いて（平成29年3月31日20170316商局第9号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に ついて（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル （平成28年3月作成）（申請に係る提出書類）
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定・令和2年4月1日変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間30日・丹（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計 算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・丹 （ ）（ ）（神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 66

処 分 名	充填設備の完成検査	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第37条の4第4項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第14条、第52条～第54条	
審 査 基 準	該 審 当 に ○	1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） ④ 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間 5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・月 （ ）（ ）（神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 67

処 分 名	充填設備の保安検査	
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）	
条 項	第37条の6第1項	
関係条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 （平成9年3月10日通商産業省令第11号）第64条、第81条第1項	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>④ 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・月</p> <p>() () (神戸市消防局)</p>	
	設定・最終変更年月日	平成30年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	